

新宿区立戸山小学校 いじめ防止対策基本方針

令和7年4月1日

1 基本方針

- ①いじめはどの児童にも、どの学校でも、起こりうることを踏まえ、すべての児童がいじめを起こさないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で共有する。
- ②いじめは「見えにくいもの」であることを認識し、児童のささいな変化に目を向けていき、早い段階から複数の教職員で的確にかかわっていく。
- ③いじめを発見、いじめの通報を受けた場合には迅速かつ、組織的に対応する。また、教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係諸機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

未然防止の取り組み

<教職員全員がいじめについての正しい共通認識をもつ>

- ・生活指導夕会を活用し、短時間研修会の実施。
(※情報共有だけでなく、いじめ防止対策法案の理解、文科省・都・区の方針の理解も含む)
- ・毎学期の生活指導全体会の実施と活用

<教職員一人一人が授業改善に取り組み、児童の自己有用感を育てる>

①人権尊重教育・道徳教育・SOSの出し方に関する教育の充実

- すべての教科・領域にわたり人権教育に配慮し、指導の工夫をする。
- 安定した学級・専科経営を図る。
- 道徳授業地区公開講座の実施と活用
- 人権掲示板の計画的活用
- 生活指導目標、言葉の目標の徹底
- 人権教育プログラムの研修、活用を図る
- SOSの出し方に関する教育の実施

②体験活動の実施

- 各学年の栽培活動を通した情操教育
- 町探検・地域めぐりを通した地域理解
- 年3回の美化月間を通し、環境整備の日常化を図る
- 障害のある方への理解を深める活動の実施

<児童の現状を常に意識し、情報モラル教育等を積極的に進める>

- 全学年児童への情報モラル教育の実施
- 教員対象の情報研修会の実施
- 児童の主体的な活動を支援する。
- 計画委員会による活動
- 毎月のあいさつ隊の活動
- 児童を取りまく全ての大人が連携していじめを防止する。
- PTA や地域協働学校運営協議会を活用
- 道徳授業地区公開講座・セーフティ教室を活用したいじめについての意見交換会

早期発見

<児童のささいなサインを見逃さない>

- ・朝の健康観察時、一人一人の顔を見て声を聞く。
- ・あいさつ時の観察、休み時間・給食時・清掃時などの声かけ、様子を見る。
- ・児童作品、日記などから様子を把握。
- ・管理職や生活指導主任、スクールカウンセラーなどの校内巡視による観察。

<児童のささいな変化をその後の対応行動に結びつける>

- ・様子を聞く。さらに観察。必要に応じて保護者に連絡。
- ・教職員間の連携を図る。

<全教職員が連携して児童を見守る>

- ・ふれあい月間の実施。（6月、11月、2月）
- ・アンケートの実施(いじめ実態調査、hyper-QU) アンケート分析はチームで実施。
- ・いじめ発見チェックリスト（人権教育プログラム）の活用
- ・アンケート・チェックリストの結果を全教職員で共有する。

<児童が相談できる体制を整え、周知する>

- ・スクールカウンセラーによる休み時間の相談室開放
- ・スクールカウンセラー便りの配付
- ・相談窓口の周知文書の配付

早期対応の在り方

<迅速かつ組織的に対応する>

- ・学校いじめ防止対策委員会（生活指導部）を中心に対応方針の作成。
- ・学校いじめ防止対策委員会（生活指導部）を核とした役割分担。

<児童への支援、指導> ＊指導は必ず複数で実施する

- 被害児童…安全の確保。事象の解決のみにとどまらない。親身に寄り添う
スクールカウンセラーによる心のケア
- 加害児童…毅然とした態度で指導する。
組織的・継続的観察指導。
- 周囲児童…いじめを伝えた児童の安全の確保
いじめを見て見ぬ振りせず、声を上げていく指導。

<保護者との連携 保護者への支援・助言>

- 被害児童保護者…迅速に事実関係を伝える。
事態の状況に応じた具体的な対応策を伝え、協力を依頼する。
- 加害児童保護者…事実に対する理解や納得を得たうえで、対応への協力を求める。
- 管理職による面談

<関係諸機関との連携を進める>

- ・教育委員会「学校問題支援室」との連携
- ・子ども総合センターとの連携
- ・必要に応じて児童相談所、警察との連携
- ・サポートチーム会議の開催

<再発防止のための取り組みの点検、改善>

- ・事後の経過観察の実施
- ・定期的な面談（児童・保護者）の実施

重大事態への対応

＜被害児童の保護、ケア＞

- ・児童の安全、安心の確保に努める。
- ・スクールカウンセラーによる心のケア
- ・保護者、家族への支援、助言

＜加害児童への働きかけ＞

- ・別室指導
- ・保護者への連絡、助言

＜他の児童への心のケア＞

- ・スクールカウンセラーによる心のケア

＜教育委員会・関係機関との連携＞

- ・区教育委員会への報告・連絡
- ・児童相談所・警察等との連携
- ・都教育委員会「いじめ等問題解決チーム」の活用

＜情報の管理・記録＞

- ・校長・副校長を中心とした人権に配慮した情報の取り扱い

＜保護者・地域との連携＞

- ・緊急保護者会を開催。個人情報に配慮した上で、事案の状況や学校の対応などについて説明
- ・PTA の活用。民生児童委員との連携

その他

○年間計画の作成、実施・改善

○組織を中心に点検、見直し PDCA サイクル

2 組織

学校いじめ防止対策委員会

○構成員

<通常>

- ・校長
- ・副校長
- ・いじめ防止対策主任（生活指導主任）
- ・主幹教諭
- ・各学年・専科・まなびの主任から1名
- ・養護教諭
- ・スクールカウンセラー

計15名

*必要に応じて

- ・該当学級担任
- ・心理士
- ・福祉の専門家
- ・学校医
- ・新宿警察スクールポーター等

<拡大>

- ・上記構成員プラス主任児童委員・民生児童委員、PTA会長を加える。

○会議の開催

- ・年間4回の定例会（4、6、11、2月）
- ・緊急時は特別招集をかけ、会議を行う。

○活動内容

- ・全体計画の作成
- ・年間計画作成・実行・検証・修正
- ・相談・通報の窓口 判断は組織的に
- ・情報の収集と記録、共有
- ・緊急会議の開催、情報の迅速な共有、関係児童への事実確認
- ・指導支援体制・対応方針決定
- ・保護者との連携

（1） 全体計画 別紙

（2） 年間計画 別紙